



まちづくり通信

第16号

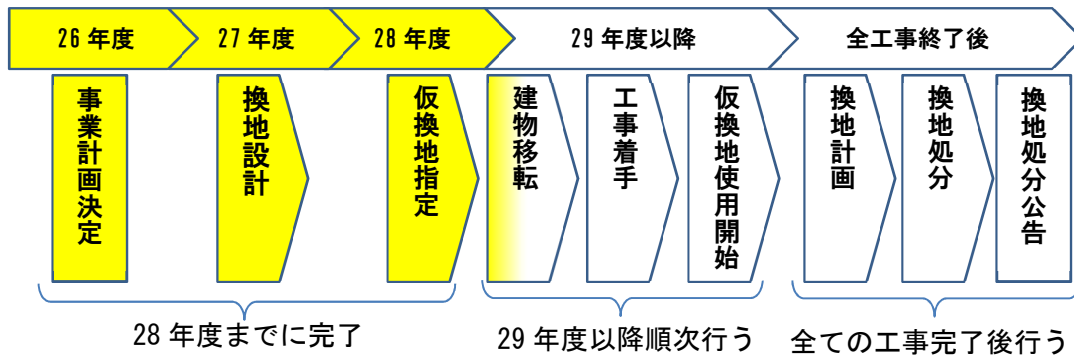
新清洲駅北土地区画整理事業

平成29年4月発行

陽春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

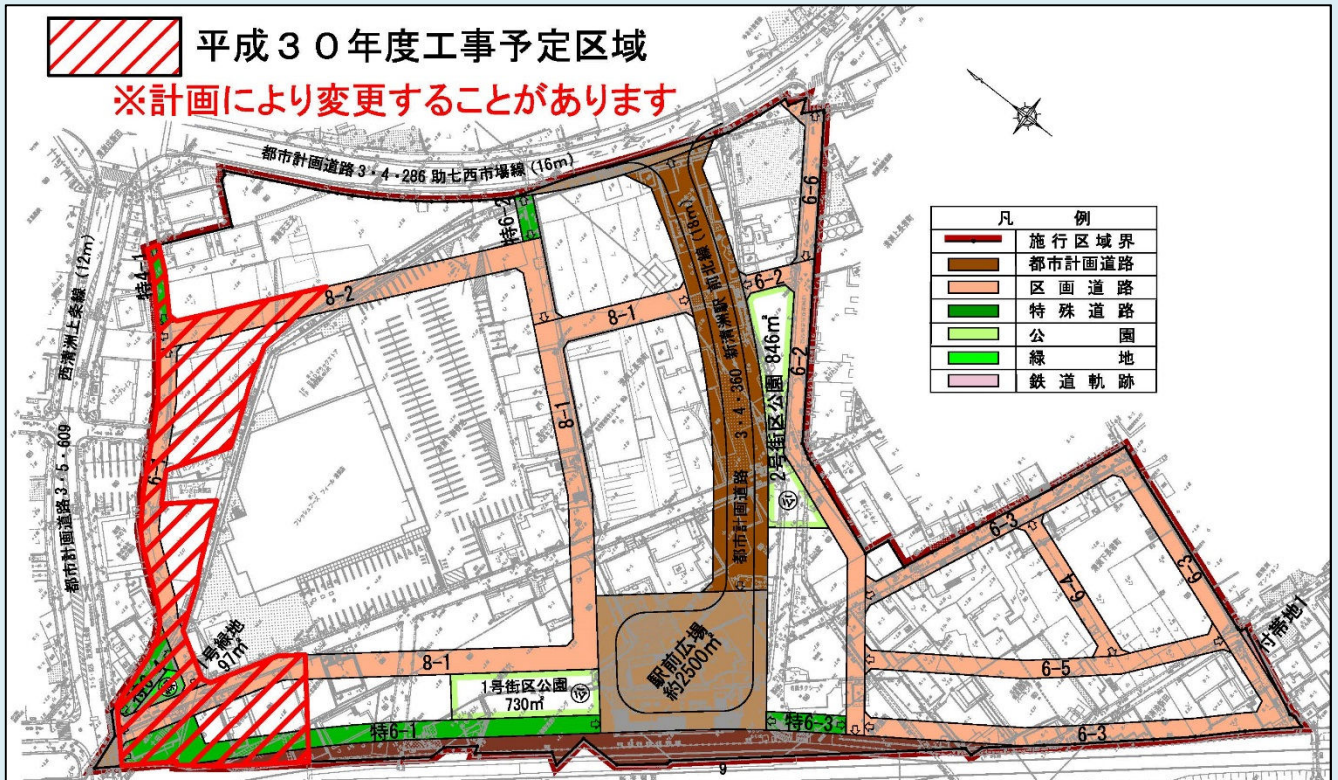
さて、昨年11月に仮換地を指定し、建物移転など事業が目に見える形で進んできています。前号(第15号)の発行から月日が経っていますが、今後はできる限り、情報を発信していきたいと思いを。

29年度の事業内容



29年度は、30年度から下記区域の工事に着手するための準備を行います。

《主な内容》 建物などの移転、工事に必要な設計、現地の測量、埋蔵文化財調査など



仮換地指定と建物移転

土地所有者の方々へ平成28年11月8日（火）に仮換地指定通知を送付しました。仮換地指定の効力が平成28年11月21日（月）から発生しています。

ただし、建物等移転や工事などは1年ごと順番に行いますので、清須市から連絡があるまでの間は、土地は今までどおり使用して頂けます（従来と何も変わりありません。）。

建物等移転や工事の順番となる地域に該当し、移転が必要となる時期になりましたら、移転の半年～1年ほど前に清須市からご連絡します。

→清須市から連絡があるまで今までと変わりありません。

都市計画の変更と今後の事業に関する説明会

今後のより良いまちづくりに向け、用途地域など都市計画の変更を計画しています。詳細については、今後の土地区画整理事業の予定も含め、住民説明会を予定しています。

都市計画の変更に伴い、地域によっては、建築等の規制が緩和または強化される場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

《変更区域》



《変更する内容》

- ①用途地域 （建築できる建物の種類や用途を示すもので、大枠の土地利用を定めるもの）
- ②防火・準防火地域 （市街地における火災の危険を防除するため定める地域で、法令において具体的な規制が定められた地域）
- ③地区計画 （地域にふさわしい街づくりのルールを都市計画法によって定める制度）

《説明会について》

- ①説明内容 新清洲駅北地区周辺の都市計画変更、今後の土地区画整理事業の予定など
- ②開催時期 平成29年7月頃

**→都市計画の変更により、規制強化または緩和されます。
詳細については説明会を予定しています。**

必要な届出など

①建築行為等について

仮換地使用収益開始前などの土地区画整理事業の施行に支障となる建築行為は制限を受け、土地区画整理法第76条に基づく清須市長の許可が必要となります。許可されるのは、事業の施行に支障がないと施行者が認めたもののみです。

建築行為等を行う場合は、あらかじめお問い合わせください。

道路の完成までは
建築できません！



建築士

②仮換地証明書等の発行について

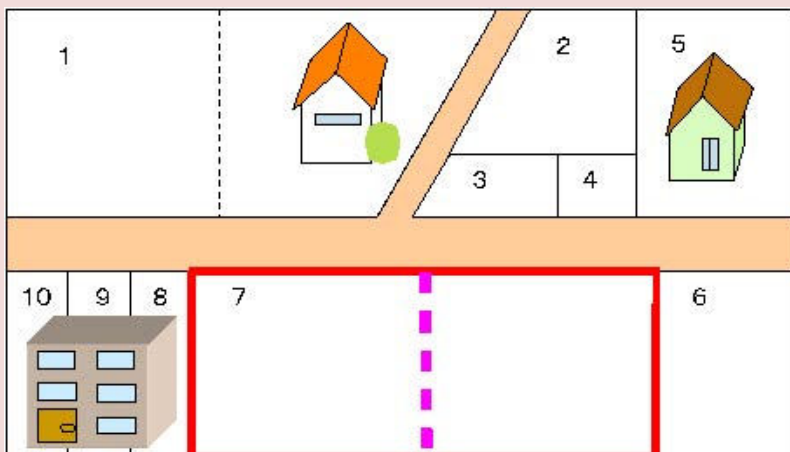
建築行為、金融機関からの融資、建物登記などの際には仮換地証明書または該当敷地地番証明書が必要です。

証明の必要な方は、清須市へ申請してください。なお、地権者以外の方が申請される場合は、委任状をご持参ください。（1通200円、発行には概ね1週間程度必要。）

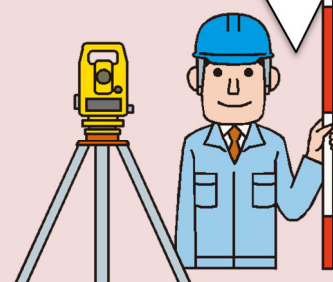


③土地の所有権移転・仮換地の分筆等について

仮換地の指定後、従前の土地について所有権移転（売買、相続、贈与等）や分・合筆をされた場合、住所変更された場合は、清須市へ届出してください。



分筆、売買などには
届出が必要です！



測量士

第4回土地区画整理審議会

- ◇ 日 時 平成28年11月7日（月）午前10時00分～
- ◇ 会 場 清須市西枇杷島庁舎2階 第1委員会室
- ◇ 出席委員 9名（1名欠席）
- ◇ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）
- ◇ 議 題

〈審議事項〉

- (1) 評価員の選任について（諮問第7号）
 - ・長谷川評価員の辞任により半谷評価員を選任しました。
- (2) 換地設計の変更について（諮問第8号）
 - ・異議なしと答申されました。
- (3) 仮換地指定について（諮問第9号）
 - ・異議なしと答申されました。
- (4) 仮換地の軽微な変更の取扱いについて（諮問第10号）
 - ・異議なしと答申されました。

〈報告事項〉

- (1) 仮換地案の個別説明の結果について
 - ・地権者様から頂いた、形状、減歩、早期移転などの意見を報告しました。
- (2) その他（用途地域変更等の検討案、今後の予定）
 - ・地区近隣も含めた一体的な用途地域の検討案についての報告と、今後の移転補償のスケジュール等について説明を行いました。



第3回評価員会

- ◇ 日 時 平成29年3月21日（火）午後2時00分～
- ◇ 会 場 清須市役所 南館2階 第5会議室
- ◇ 出席委員 3名（全員出席）
- ◇ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）
- ◇ 議 題

〈審議事項〉

- (1) 土地評価規則の一部改正について（諮問第3号）
 - ・異議なしと答申されました。

〈報告事項〉

- (1) 仮換地指定について（説明）
- (2) 今後のスケジュール等について（説明）



この土地区画整理事業に関わるご意見、ご要望は下記までお願いいたします。

清須市建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 まちづくり係

TEL:052-400-2911 FAX:052-400-2963

ホームページ: <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/> 電子メール:machizukuri@city.kiyosu.lg.jp